



## 申5号 「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する 解明申し入れ(その2) 第2回団体交渉を行う! その②

### 9. 統括センターおよび営業統括センターに一部支社機能を融合した場合、支社に残す業務内容を明らかにすること。

組合	会社
支社業務は一部支社機能を融合した場合に縮小するものもあるのか。	現場で行った方が良いものは現場に権限を委譲していく。
現場に委譲する権限と、支社に残す権限についての考え方は。	現場で解決できるものは解決できるように権限委譲を行う。
企画業務とは何か？	参考資料で示した関係自治体との連携や観光素材の発掘、除草作業なども一部企画業務がある。
柔軟な働き方により現業機関が変容した際に統括センターの企画業務に期待することと、支社業務のすみわけについての考え方は。	統括センターの企画業務としてはエリアに特化したもの、支社はエリアを超えたものについて業務を行うこととなる。柔軟な働き方に期待したい。

**権限委譲を行い、現場で解決できるものは解決できるようにしていくことが明らかに!**

### 10. 統括センターおよび営業統括センターにおいて、副長が行う安全マネジメント、人材育成の在り方等についての考え方を明らかにすること。

組合	会社
業務の融合によりマネジメントの一環として副長が駅業務・車掌・運転士の実務を行う場合の教育はどうするのか。	現在も管理者が乗務している。統括センターになってもきちんと訓練は行っていく。駅の副長が乗務員の当直業務を行う場合もきちんと教育を行ってから当直の任に就いてもらう。
乗務を指導する立場の人材は必要だ。	指導担当の育成は今後も変わらない。
働き方が一人ひとり変わっていく中、適性検査の管理はどのように行うのか。	「JINJRE 勤務システム」「輸送総合システム」に適性検査も入力することになっている。システムでバックアップしながら管理者が管理する。

**必要な教育や訓練は変わらずに行っていくことを確認!**

※本来は11項ですが、業務部速報のスペースの関係上12項を先に掲載していますのでご了承ください。

### 12. 新幹線統括本部発足の経緯等を踏まえ、統括センターおよび営業統括センターが新設できる根拠を明らかにすること。

組合	会社
新幹線統括本部として、支社の枠組みを超えた中での設置はあるのか。	なるとすれば、新幹線駅と新幹線運輸区の統括センターだが、機関を跨ぐことになるので現時点では検討する段階ではない。

**現時点では検討の段階にないことを確認!**